

(様式第 4 号)

平成 2 8 年度 第 1 回八幡浜市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 2 8 年 7 月 2 8 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から 2 時 4 5 分 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 3 階 庁議室	
出席委員の氏名及び職業	委員長 土居 修身 (愛媛大学社会連携推進機構 教授) 委 員 中平 幸作 (愛媛県建設技術支援センター 事務局長) 委 員 山本 憲世 (伊予銀行 八幡浜支店長)	
審議対象期間	平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 2 8 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	5 件 (別紙のとおり)	(備考) 委員長の指名により、中平委員が案件を抽出
一般競争入札	1 件	
指名競争入札	3 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、委員からの意見具申なし。	

別紙

抽出事案一覧表

No.	件 名	入札方式
1	27国補学建委第24号－1 愛宕中学校第1校舎耐震改修建築主体工事	一般競争入札
2	27国補学建委第22号－3 八代中学校本校舎耐震改修機械設備工事	指名競争入札
3	27港市単第4号 八幡浜港内港浚渫工事	指名競争入札
4	土総第1号 八幡浜市建設残土処理場築造工事（その1）	指名競争入札
5	平成27年度 定期修繕工事 （八幡浜南環境センター）	随意契約

別紙

平成28年度 第1回八幡浜市入札監視委員会 審議概要

意見・質問	回 答
1. 27国補学建委第24号-1 愛宕中学校第1校舎耐震改修建築主体工事 ・3社以上あれば競争性はあるという考えか。 ・B等級の業者での施工は難しいのか。 ・A等級が2社しかいなかった場合はB等級を入れるのか。 ・価格のみで判断する一般競争入札を行っているが、総合評価落札方式の導入は考えていないか。 ・総合評価落札方式では、市内業者に対し「地域性」という持ち点を持たせることできる。対外的な説明は難しいと思われるが、総合評価落札方式の導入を前向きに検討してほしい。	・そうです。 ・基本的には、八幡浜市建設工事請負業者選定要綱に基づき、設計工費に応じた業者を選定しており、設計金額5000万円以上の建築工事についてはA等級。特殊な事情がある場合には、B等級も含めて検討する。 ・過去の工事実績や施工管理能力、工種などから業者を選定し、競争参加資格審査会にて審議する。 ・当市においても、過去に1～2件ほど総合評価落札方式による入札の事例があり、また検討も続けてきた。当市では、市内業者で施行可能な工事は市内業者へ発注する方針であり、市外業者を含めての総合評価落札方式の場合、より高い技術力を持った市外業者が有利になる傾向がある。今後は特別な工事で市外業者を条件に入れる際に総合評価落札方式を採用するかを検討したい。 ・今後検討していきたい。

・本来であれば、一般競争入札は競争性が高く、指名競争入札よりも落札率は低くなるはずだが、高くなっている。 市外業者を入れて総合評価落札方式を行うなど、市内業者を考慮しつつ条件の付け方を工夫する等して競争性を保つ方法を検討してほしい。 2. 27 国補学建委第 22 号－3 八代中学校本校舎耐震改修機械設備工事 ・工事業者リストにある点数とは何か。 ・遂行能力を示すものなのか。 ・入札への影響はあるのか。 ・管工事については、常に指名している 7 社での入札になるのか。	・当市の基準で設けた総合数値である。経営規模等評価結果通知書の点数をもとに市独自の計算式により算出している。 ・加点要素や過去の入札参加資格停止といった減点要素を組み入れた点数であり、高い方が技術力や過去の実績が優秀ということになる。 ・入札への影響はない。A・B・C 等級の格付けを行う際にこの点数をもとに区分けをしている。 ・管工事については原則、設計金額 500 万円以上の工事は A 等級にあたり、今回の 7 社となる。また、500 万円未満については、B 等級となり 10 社となる。
--	---

3. 27港市単第4号 八幡浜港内港浚渫工事 ・この浚渫工事は数年に一度の割合で定期的に行っているのか。 ・落札率が高いのはなぜか。 ・台船を使つての工事か？	・定期的に行うわけではなく、調査により必要性が生じた場合に行う。 ・作業条件が悪いこと、機材の運搬等、当初設計では計上していなかった費用を要したことが理由であると考えられる。 ・陸上からの工事である。
4. 土総第1号 八幡浜市建設残土処理場築造工事（その1） ・入札結果調書の中で、1社が無効となっているのはなぜか。 ・内訳書が無くても入札は成り立つのではないか。 ・地域高規格道路のトンネル建設残土の処理場となるのか。 ・落札率が85.1%と低いのはなぜか。	・入札の際に、工事費内訳書が同封されていなかったため。 ・積算を行った証明として、入札書と併せて提出するよう義務付けている。予定価格を事前公表しているため、積算をきちんとしてもらうため内訳書を提出してもらっている。 ・そうです。 ・工事場所が広く障害物がないためではないかと思われる。

5. 平成27年度 定期修繕工事 (八幡浜南環境センター) ・建設時の施工業者で行っているのか。 ・建設の際に、保守も含めての契約は結ばなかったのか？ ・現在は保守も含めた契約を行っていることが多いと思うが、今後は行う予定はあるのか？ ・総合評価落札方式、電子入札等の様々な話が出たが、行政においては内容を十分吟味した上で検討する姿勢を継続してほしい。	・特殊な機械設備であるため、施工業者による修繕としている。 主な理由としては、建設時の施工業者と異なる業者が修繕を行った場合、不具合が生じたときや通常業務に支障をきたした場合の問題も発生する恐れがあることから、当初の施工業者による修繕とせざるを得ない。 ・保守を含んだ長期契約は当時ほとんどしてなく、機械等は使用状況により修理の度合いが異なるため、業者としても費用の算定が難しいのではないかと。 ・システム導入等については、保守も含めた契約を行っている。今後は必要と思われるものについては、保守を含めた契約を検討する。
---	---